

7江障施第1853号
令和8年2月3日

区内特定相談支援事業所 様

江東区障害福祉部障害者施策課長
栗原 真一郎
(公印省略)

令和8年度障害者特定相談支援事業所就業・定着促進事業の実施について

平素より江東区の障害福祉行政にご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

江東区では、特定相談支援事業所数の増加及び相談支援専門員を増員するための環境整備として、障害者特定相談支援事業所就業・定着促進事業を実施しております。つきましては、申請を希望する場合は、下記をご確認のうえ、ご応募ください。

記

1 募集概要

- ・募集事業所数 2事業所（新規雇用者2名）
- ・対象期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※雇用契約から最長1年間
- ・対象経費 ①報酬
②交通費
③期末手当
④社会保険料（事業者負担分）
⑤同行旅費
⑥研修費
※①から⑥にはそれぞれ上限があります。

2 留意事項

- (1) 原則として、1事業所1名の新規雇用者（常勤）を対象とします。
応募事業所数が募集事業所数を超えた場合は、令和8年4月に雇用予定があることや、これまでに本事業を利用していないことなどを考慮し、対象事業所を決定いたします。
- (2) 契約期間は新規雇用者の雇用開始から1年間を限度とします。
- (3) 新規雇用者の募集にあたっては、離職した有資格者や障害福祉業務への就業を希望する無業者等広く募集することとし、ハローワークの活用などにより周知してください。
- (4) 人材育成・就業支援計画に基づいたOJT、OFF-JTを実施してください。
- (5) 契約終了後も新規雇用者を継続雇用するよう努めてください。
- (6) 事業の趣旨を踏まえ、江東区在住者の計画作成に努めてください。

- 3 応募方法 別紙2「意向調査票」をメールにてご提出ください。
- 4 応募期限 令和8年2月17日（火）
- 5 その他 ご不明な点につきましては、メールにてご質問ください。
- 6 申込・問合せ先
〒135-8383 江東区東陽4-11-28
江東区障害福祉部障害者施策課施策推進係
電話 03-3647-4749 FAX 03-3699-0329
メールアドレス shisaku-k@city.koto.lg.jp